

第3章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的優先的に配分する。

なお、災害対応に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 組織

野々市市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条及び野々市市災害対策本部条例に基づき、野々市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を置く。

ただし、大規模地震の発生等に伴う対策については、第4章「地震災害応急対策計画」による。

災害対策本部は、災害の規模及び程度によって設置し、本部を置く程度に至らない災害については、平常時の市の組織をもって対処する。

1 組織

災害対策本部の組織は、市長を本部長とし、副本部長（副市長、教育長）、本部員（部長、野々市消防署長、消防団長）、班長及び班員を置く。

災害対策本部会議は、本部員、班長その他必要な班員の出席で開催する。

災害対策本部の運用については、別に定める「野々市市災害対策本部運営要領」により実施する。

（1）災害対策本部設置前の体制

ア 注意配備体制

本市において、大雨、洪水、強風、大雪等の注意報が発表されたときは、情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制をとる。

イ 警戒配備体制

本市において、大雨、洪水、暴風、大雪警報が発表されたときは、注意配備体制を強化し、災害応急対策の実施に備える体制をとる。

ウ 非常配備体制

本市において、災害等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策連絡会議を開催し、災害対策本部の設置に備える体制をとる。

（2）災害対策本部設置後の体制

ア 初動体制

発災から数日間、市民の生命、身体及び財産を保護することを最優先とし、消火、救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制とする。

イ 応急対策体制

発災数日後から1週間程度は、市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧に努めるとともに、食料等生活物資の確保及び供給を図り、人心の安定を図る活動を実施する体制とする。

ウ 復旧対策体制

発災後 1 週間程度を経過した後は、市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

(3) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置基準

災害対策本部を設置する基準は、概ね次のとおりとする。

(ア) 相当規模の災害の発生が予想され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

(イ) 災害が発生し、その規模及び範囲等の状況により、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

(ウ) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害が発生し、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

イ 災害対策本部の設置の判断

災害対策連絡会議を開催し、災害情報を収集分析のうえ、市長が災害対策本部設置の決定を行う。

市長が不在の場合及び連絡がとれない場合の意思決定者の順位は下記のとおりとし、意思決定者と連絡が取れない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、活動を開始する。

副市長 → 教育長 → 総務部長 → 建設部長

ウ 災害対策本部設置場所

野々市市役所 ホール棟

(4) 現地災害対策本部の設置

市長は、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部等設置の報告又は表示

災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合は、直ちに表示を行い、県（危機対策課）に通知するとともに、防災関係機関及び市民に周知する。

なお、廃止した場合も遅滞なく通知し、市民等に周知する。

3 災害対策本部の組織

	部名	部長職	班名	班長
本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 副本部長 (教育長)	総務対策部	総務部長	総務班	総務課長
			財政物資班	企画財政課長 会計課長
			調査班	税務課長
			人事受援班	秘書課長 議会事務局長 監査委員事務局長
		消防署長 消防団長	消防班	消防署副署長 消防団副団長
	生活対策部	地域政策部長	相談班	市民生活課長
			衛生班	市民生活課長
			情報班	市民協働課長
			商工班	地域振興課長
	福祉対策部	健康福祉部長	福祉班	福祉総務課長 介護長寿課長
			支援班	保険年金課長
			児童福祉班	子育て支援課長
			保健救護班	健康推進課長
	被害対策部	建設部長	復旧班	土木課長 都市整備課長
			建設班	建築住宅課長
			給水班	上下水道課長
			下水道班	上下水道課長
	避難対策部	教育部長	避難所班	教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長

4 災害応急対策の総合調整

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、野々市市防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。

また、野々市市防災会議は、必要に応じ連絡員室を設置し、相互の連絡調整を円滑に行う。この場合、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

第2節 職員の動員及び配置

災害時における迅速な初動体制を確立するため、災害対策本部の設置前における職員の動員及び設置後における配置について定める。

1 災害対策本部設置前の動員体制

災害対策本部設置前において、災害が発生するおそれがある場合の職員の動員体制は概ね次のとおりとし、災害処理に関する各部課（局）長は、動員対象者及び順位等について、あらかじめ計画（水防実施計画、道路除雪実施計画等）を策定し、所属職員に周知徹底する。

配備体制	動員基準	動員対象者	配備内容
注意配備体制	次の注意報が本市に発表されたとき。 ア 大雨注意報 イ 洪水注意報 ウ 強風注意報 エ 大雪注意報 オ 風雪注意報	水防実施計画又は道路除雪実施計画に定められた職員	情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制
警戒配備体制	次の警報が本市に発表されたとき。 ア 大雨警報（浸水害） イ 洪水警報 ウ 暴風警報 エ 大雪警報 オ 暴風雪警報		注意配備体制を強化し、災害応急対策の実施に備える体制
非常配備体制	災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策本部の設置に備えて市長が必要と認めたとき。		災害対策連絡会議を開催し、情報収集及び分析を行い、災害対策本部の設置に備える体制

※特別警報が発表された場合は、災害対策本部体制となる。

2 災害対策本部設置後の配置

災害対策本部を設置したときの災害対策本部員の配備基準は、概ね次の基準に従って、災害の種類、規模、経過時間等により、市長が決定する。

時系列活動区分

配備体制	期間	職員の配置	活動内容
初動体制	発災～数日間程度	職員の所属課を越えて、組織を横断的に活用し、人命救助等に迅速に対応できる職員の配置とする。	市民の生命、身体及び財産を保護し、消火、救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制
応急体制	数日後～1週間程度	職員の所属部を基本として、課の所属を越えて、業務の優先度に応じて職員を流動的に配置する。	市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧及び食料等生活物資の確保・供給を図り、人心の安定を図る活動を実施する体制
復旧体制	1週間程度以降	一部の業務を除き、所属課の業務分担に基づき、職員を配置する。	市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

3 初動体制

初動体制については、各部長が責任者となる初動班を編成し、所属を越えて職員を配置することで、人命救助など業務の優先度に応じて、業務に従事する人数を調整できる柔軟な体制とする。

初動班	班長	業務
総務対策部 情報救助班	総務部長	災害対策本部の設営 配置職員の把握 被害情報収集及び調査 救出救助活動 物資の調達 物資の配布 救援の受入れ
市民対策部 市民対応班	地域政策部長	広報活動 市民対応 被災者相談
福祉対策部 安否確認班	健康福祉部長	避難行動要支援者の安否確認 救護活動
被害対策部 応急復旧班	建設部長	道路の応急復旧 緊急輸送路等の確保 上下水道の応急復旧 応急給水の実施
避難対策部 避難所班	教育部長	避難所の開設 避難所の運営 避難者の把握

4 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

災害が発生した場合、本人、家族及び家屋の被災状況を本人が所属する課（局）に報告する。

また、勤務中に災害が発生した場合は、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況を確認させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

長期にわたり災害対応に従事する場合は、勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

5 活動時における事故防止

平素からの教育、訓練等により、資機材の有効活用及び効果的な防御体制を整えるとともに、複数で活動を行うなど安全管理を徹底し、事故防止に万全を期す。

第3節 災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達

気象、水防、火災等に関する特別警報、警報及び注意報、情報並びに市長が行う指示等の伝達について定め、関係機関等への周知徹底を図る。

1 災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達

(1) 伝達事項

- ア 大雨、洪水、大雪等の特別警報、警報、注意報等
- イ 水防警報、氾濫警戒情報、指定河川洪水予報等
- ウ 火災警報及び注意報
- エ 避難指示等
- オ 各種災害の情報
- カ 市長その他の関係機関が行う警告等

(2) 伝達方法

- ア 一般加入電話による方法
- イ 防災行政無線による方法
- ウ コミュニティFM放送局「えふえむ・エヌ・ワン」の緊急放送による方法
- エ 広報車等を利用する方法
- オ 町内会等を通じて周知する方法（回覧板アプリ（結ネット））
- カ メール配信（ほっとHOTメールののいち、緊急速報メール）、LINE等による方法
- キ 携帯端末用防災アプリ（Yahoo!防災速報）
- ク インターネットを利用する方法
- ケ バイク、自転車、徒歩等による方法
- コ 災害情報共有システム（Lアラート）を活用するなど報道機関に要請する方法

(3) 特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準・伝達系統

ア 特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象、水象等についての特別警報、警報、注意報、更には噴火警報等の情報等を発表する。市は、この情報について、「石川県総合防災情報システム」等により把握する。

イ 予報、警報、注意報等の細分区域

表 予報、注意報、警報の細分区域

石川県	一次細分区域	二次細分区域
	加賀	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町
	能登	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	沿岸の海域（海岸線から概ね20海里〔約37km〕以内の水域）	

注) 一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町をまとめた地域の名称
加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町
能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

ウ 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

エ 特別警報、警報及び注意報の種類及び発表の基準

大雨や強風などの気象現象によって、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

表 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

表 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数が 21 に到達すると予想される場合 大雨警報は、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当する。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数又は複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによるもの）が以下の基準値に到達すると予想される場合（括弧内が複合基準値） ・安原川流域＝6.4 ・十人川流域＝6.5 ・高橋川流域＝10.4（8、9.3） 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当する。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数が 10 又は土壌雨量指数が 114 に到達すると予想される場合 ハザードマップによる災害リスク等を再確認する等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や流雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数又は複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによるもの）が以下の基準値に到達すると予想される場合（括弧内が複合基準値） ・安原川流域＝5.1 ・十人川流域＝5.2（8、4.2） ・高橋川流域＝8.3（8、6.6） ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 となる。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 20cm 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

注 意 報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下になると予想される場合
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 積雪地域の日平均気温が 13℃以上と予想される場合、又は積雪地域の日平均気温が 10℃以上で、かつ日降水量が 20mm 以上と予想される場合
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 早霜、晩霜期に最低気温が 3℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 夏期において最低気温 17℃以下が 2 日以上継続すると予想される場合、冬期において最低気温 -4℃以下になると予想される場合

(注)

- 1 特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。また、市が発令する避難情報は、必ずしも防災気象情報と同じレベルになるとは限らない。
- 2 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
- 3 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 4 表面雨量指数は、降雨による浸水災害発生危険性を示す指標で、地表面に貯まっている雨水の量を示す指数。降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。
- 5 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。
- 6 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。
- 7 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意上の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(凡例)

- 気象情報伝送処理システム
- 防災情報提供システム(インターネット)(※)
- 防災情報提供システム(専用線)
- 各機関伝達手段

(注) 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

オ 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表する。

カ 記録的短時間大雨情報

石川県内で、大雨警報発表中に二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認することができる。

なお、石川県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。

キ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、加賀地方を対象に発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、加賀地方を対象に発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

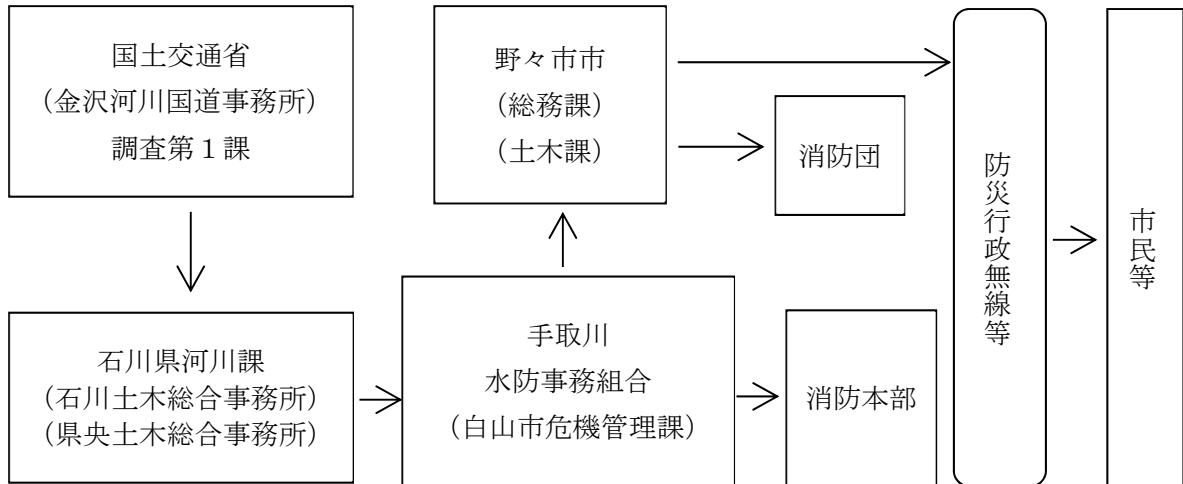
ク 水防警報、氾濫警戒情報、指定河川洪水予報等

水位周知河川における水位情報等

避難情報等		水防団待機	水防団出動	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示
河川名	水位観測 地点	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m
高橋川	四十万田橋	0.40m	0.50m	0.60m	0.80m
安原川	長池	1.00m	1.40m	1.70m	2.10m
伏見川	米泉	1.60m	2.00m	3.10m	3.50m

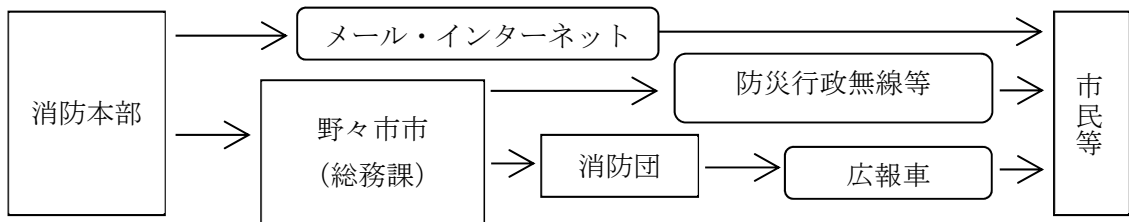
※警戒レベル3、4については、必ずしも河川の水位情報と同じレベルの避難情報を発令するとは限らない。

伝達経路



ケ 火災警報等

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防止危険と認められるときに、金沢地方気象台が知事に対して火災気象通報を通報し、県を通じて市や消防本部に伝達され、必要に応じて消防本部が火災警報等を発する。



コ 早期注意情報

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

サ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当する。

洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当する。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象では中小河川(水位周知河川及びその他の河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けにした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 県、市及び報道機関の協力体制

市長が発する災害に対処するための通知、要請、警告についての報道機関に対する広報伝達の要請は、県を通じて行う。

2 庁内連絡

(1) 気象特別警報、警報、注意報等の伝達

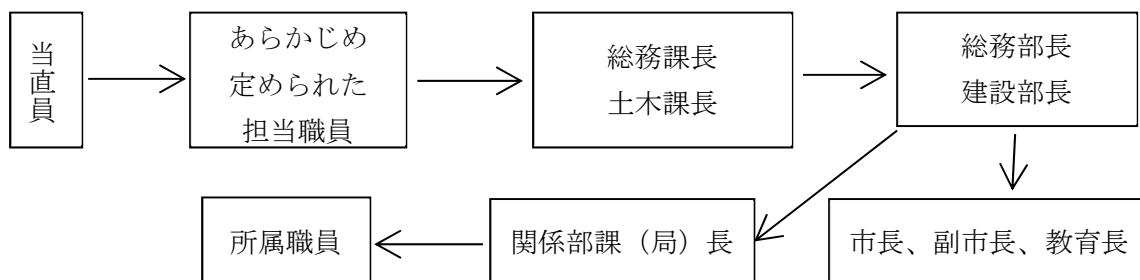
金沢地方気象台から発表される気象特別警報、警報、注意報等は、総務課長が受領する。また、国土交通省等から発表される水防警報は、土木課長が受領し、総務課長に伝達する。

(2) 庁内における伝達

ア 総務課長及び土木課長は、気象特別警報、警報、注意報等の伝達を受けたときは、必要に応じ速やかに市長、副市長、教育長、総務部長及び建設部長に報告するとともに、関係部課(局)長へ伝達する。

イ 伝達を受けた部課(局)長は、その内容をあらかじめ各課等で定める緊急連絡網により職員に周知させ、速やかに適切な措置を講じて関係機関へ伝達する。

ウ 土曜日、日曜日、祝日及び勤務時間外に気象特別警報、警報、注意報、災害情報等があったときは当直員が受領し、その内容を速やかに総務課長及び土木課長に伝達する。



第4節 災害情報の収集

1 情報の収集

市は、県、気象台、近隣市町、消防本部、地域の住民等からの災害に関する情報の収集に努める。

また、災害事態についての認識を関係機関等と一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとり、連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、情報共有を図るよう努める。

2 安否情報の収集

ア 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 市は、安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ 市は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

3 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常な現象を発見した者は、速やかに市役所、警察署又は消防署のうち、最も近い機関（火災にあつては消防署）に通報する。

この場合において、警察署又は消防署が通報を受けたときは、速やかに市役所へ通報し、市役所が通報を受けたときは、速やかに県に通報する。

- （1）異常な出水
- （2）異常な突風、竜巻又はひょう
- （3）河川等の異常水位
- （4）強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）
- （5）大量の流出油
- （6）火災
- （7）大規模な事故
- （8）その他異常と思われる現象

第5節 通信手段の確保

災害発生時における通信は、概ね次のうち実情に即した方法により確保する。

なお、通信設備の優先利用又は使用について、法令の定めにより手続きが必要な場合は、あらかじめ協議しておく。

1 電話によるもの

(1) 普通電話（災害時優先電話）による通信

電話番号	用途	設置場所
076-227-6290	災害対策本部専用	ホール椿
076-227-6297		
076-227-6298		
076-248-0558	消防団用	第1分団
076-246-1422		第2分団
076-248-1553		第3分団
076-246-1423		第4分団

(2) 携帯電話（災害時優先携帯電話）による通信

電話番号	用途	配備先
080-1950-7175	災害対策本部用	総務課
090-8968-6753	消防防災用	総務課
090-8968-6755	応急復旧用	土木課
090-8968-9559	応急給水用	上下水道課
090-5689-1038	災害廃棄物用	市民生活課

(3) 衛星携帯電話による通信

電話番号	用途	配備先
090-5688-3038	災害対策本部用	総務課

2 無線通信によるもの

- (1) 市防災行政無線（同報系）による通信
- (2) 県防災行政無線（衛星系）による通信
- (3) 白山野々市広域事務組合消防無線による通信
- (4) 警察無線による通信
- (5) 非常通信協議会の協力による通信

3 その他の方法によるもの

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社及び鉄道事業者の協力を得て行うもの。
- (2) バイク、自転車又は徒歩により行うもの。
- (3) インターネット通信により行うもの。

第6節 災害状況の調査及び報告

1 被害状況の調査

(1) 調査区域

調査区域は、市内全域とする。

(2) 調査内容

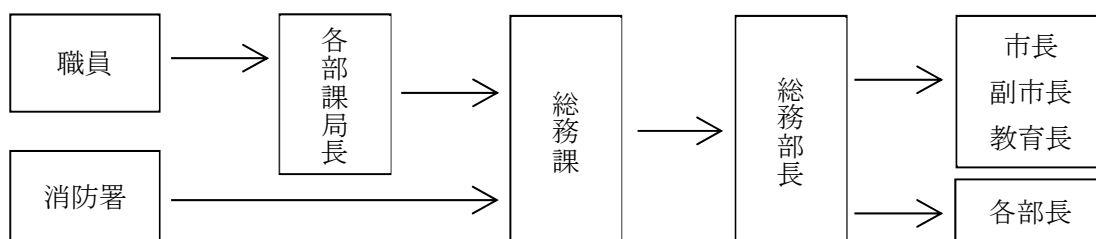
災害発生直後の初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が被害状況を収集し、応急対策期以降における被害状況及び応急対策の実施状況は、別に定める業務分掌により収集する。

(3) 災害の調査方法

被害調査は原則として市職員で実施するが、必要とする場合は、各町内会、自主防災組織、関係団体等へ協力を求める。

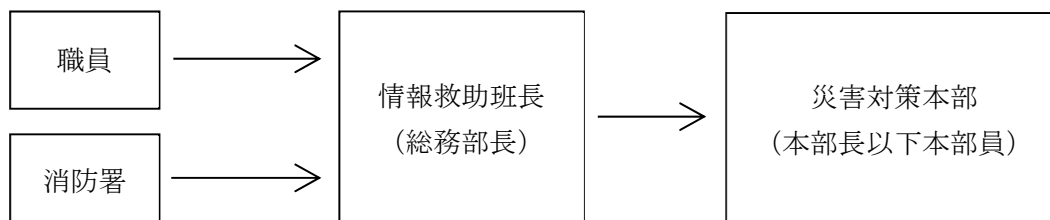
2 被害調査の集計体系

(1) 災害対策本部設置前

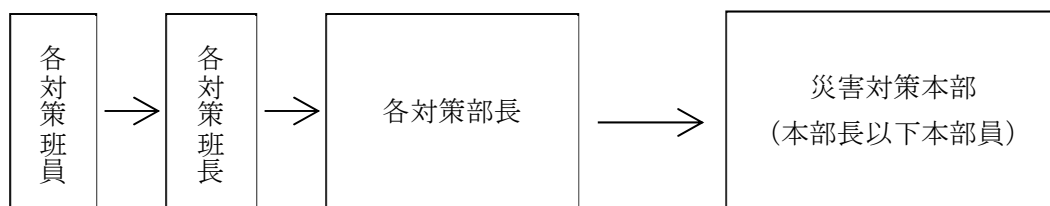


(2) 災害対策本部設置後

ア 初動体制期



イ 応急体制期以降



3 被害規模等の速報・報告

大規模な災害や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報のほか次の基準等により、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課）に報告する。

なお、県への報告が困難になった状況の場合は、直ちに消防庁に報告するものとし、連絡が取れ次第、県に報告する。

(1) 被害報告等の基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても、全県的にみした場合に同一災害で大きな被害を生じたもの。
- エ 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初軽微であっても、今後（ア）～（エ）の要件に該当する被害に発展するおそれがあるもの。
- カ 人的被害又は住家被害のあったもの。
- キ その他被害の状況、社会的影響等から報告する必要があると認められるもの又は県より報告の要請があったもの。

(2) 報告要領

- ア 災害が発生した場合、直ちに被害規模に関する概括的情報を報告するとともに、災害対策本部の設置、避難所の開設などの災害対応状況等を順次報告する。
 - (ア) 被害発生報告
被害が発生した場合は、速やかにその内容について報告する。
 - (イ) 被害中間報告
被害状況が判明したときは、報告する。
 - (ウ) 確定報告
被害の程度が最終的に判明したときは、報告する。
 - (エ) 避難状況報告
避難状況又は救護所を開設したときは、報告する。
 - (オ) その他の報告
その他法令に災害報告の定めがある場合は、それぞれ担当部が所要の報告を行う。
- イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として石川県総合防災情報システム、電話、ファクシミリ等をもって行うが、緊急を要するもの等を除き、1日1回以上行う。
- ウ 被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者及び住宅被害を優先させる。

(3) 報告様式等

速報、被害状況等の報告様式又は被害状況の判定基準は、県の定めによる。

4 119番通報に係る状況の報告

大規模な災害や社会的影響が大きい災害等が発生した場合は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに県に報告する。

なお、第一報や特に重要な情報については、速やかに報告する必要があることから、話中等により連絡が取れない場合には、直接消防庁に報告するとともに、連絡が取れ次第、県に報告する。

5 罹災証明の発行

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によって生じた災害の証明等については、「野々市市災害等に係る罹災証明事務処理要綱」に基づき発行する。

6 災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにもきわめて重要である。

写真により記録保存を必要とする各班の班長は、あらかじめ定める記録写真員により、また災害全般にわたっては、調査班において記録写真を撮影するものとし、災害記録写真の収集確保に万全を期する。

また、調査班は必要に応じて報道機関、一般市民等より提供を受けるなど、広く写真の収集に努める。

第7節 災害情報等の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本章第3節「災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達」により災害情報の伝達を行うが、これと並行して広報媒体を十分に活用し、市民に対し防災に関する諸対策、気象及び災害情報を周知徹底させ、人心の安定を図るとともに、速やかな応急作業の推進に資するため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

1 広報の内容

広報事項の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害情報、被害状況及び避難誘導の状況
- (2) 市民に対する各種の注意事項
- (3) 災害救助法の適用その他援護活動
- (4) 交通規制状況及び交通機関運行状況
- (5) 応急復旧対策の進捗状況
- (6) 市役所等公共機関における業務の状況
- (7) 被災者の安否情報
- (8) 市民生活に関する情報
- (9) 避難所の開設情報
- (10) 住宅に関する各種調査等の情報
- (11) その他必要な事項

2 広報活動の方法

(1) 報道機関への発表

防災活動に関する重要な事項及び収集した情報は、可能な限り情報班長が報道機関に発表するように努める。

(2) 市民への広報

災害に関する事項は適宜、適切な広報周知を図る。

ア 防災行政無線による広報

イ 広報車による広報

ウ コミュニティFM放送局「えふえむ・エヌ・ワン」による広報

エ メール配信及びインターネットによる広報

オ 携帯端末用アプリ（Yahoo!防災速報、回覧板アプリ（結ネット）、LINE）

カ 広報等刊行物の発行及びチラシ等の作成並びに配布

キ 災害情報共有システム（Lアラート）を活用するなど報道機関に要請して行う広報

(3) 現場広報

被災地付近の住民に対する被害状況及び応急対策に関する現場広報は、次の基準によりあらゆる情報伝達手段を用いて行うものとする。

ア 危険喚起広報

災害が発生するおそれがある場合、所管業務に基づき危険区域の住民に対し、注意広報する。

イ 避難準備広報

災害による被害の発生が予想される場合、避難行動要支援者など避難完了までに時間を要する市民に対して、早めの段階で避難行動を求めるとともに、避難行動要支援者を含む要配慮者等に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせることや自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、自主防災組織等の協力を得て事前に避難するよう促す。

ウ 避難広報

災害による被害発生危険性が増大した場合、避難指示を行う。

(4) 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係する地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第8節 事前措置、応急措置及び受援体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の事前措置及び応急措置について定めるとともに、災害が大規模で市だけでは災害応急対策及び応急復旧対策の実施が困難な場合の応援要請について定める。

1 出動命令等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、消防署及び消防団に出動の準備又は出動を命じる。
なお、警察官の出動を求める場合は、白山警察署長を通じて警察本部長に対して行う。

2 事前措置

市長は、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

また、市長は、警察官にこの指示をすることを要求することができる。

3 応急措置

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、法令の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するために、次に掲げる応急措置を速やかに実施する。

(1) 警戒区域等の設定

(2) 工作物等の使用、収用等及びこれにより通常生ずる損失を補償する。

(3) 工作物の除去、保管等

(4) 市長が応急措置の業務に従事させたものが、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となった場合において、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。(石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合が共同処理する。)

4 受援体制

市は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 県及び他市町への応援要請又は指定地方行政機関への職員派遣要請

ア 各対策部長は、災害応急措置の実施に際し、県、他市町、関係機関等の応援又は派遣要請が必要と判断したときは、遅滞なく総務対策部長に連絡しなければならない。

イ 総務対策部長は、前項の連絡を受けたときは直ちに市長に報告する。

ウ 市長は、応援又は派遣の要請を決定したときは、法令又は相互応援協定等に基づき、あらかじめ次の事項を明確にしたうえで文書により県及び他市町等に要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

ただし、緊急を要する場合には、とりあえず、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況

- (イ) 応援を要請する理由
- (ウ) 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他必要な事項

エ 災害時相互応援協定締結市町

- (ア) 石川県内市災害時相互応援協定（平成 24 年 1 月 25 日締結）

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市

- (イ) その他市町との災害時相互応援協定

白山市（石川県内市協定と重複）及び川北町（平成 26 年 7 月 1 日締結）

愛知県東浦町（平成 26 年 7 月 1 日締結）

京都府城陽市（平成 28 年 10 月 26 日締結）

※相互応援協定については、野々市町として、白山市及び川北町と平成 17 年 10 月 1 日に締結、また、愛知県東浦町については、平成 21 年 11 月 10 日に締結したものを、市制施行に伴い上記の期日において再締結した。

(2) 自衛隊の派遣要請

災害により人命又は財産保護のために必要な応急対策及び復旧対策を実施するため急を要し、かつ、市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、市長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

ア 要請基準

自衛隊の災害派遣要請に当たっては、人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合に行うものとし、概ね次の基準による。

- (ア) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (イ) 車両、航空機など状況に適した手段による被害状況が必要なとき。
- (ウ) 避難者の誘導、輸送など避難のため援助が必要なとき。
- (エ) 主要道路、堤防又は護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (オ) 応急措置のための医療、防疫、救援物資輸送、給食、給水、通信支援等の応援を必要とするとき。

イ 災害派遣要請

市長は、次の事項を明確にした文書により知事（危機対策課）あてに要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

なお、市長在時に要請を行う意思決定者は本章第 1 節「組織」の「災害対策本部の設置の判断」による。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 実施中の応急措置の概要
- (オ) 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- (カ) 部隊等が派遣された場合の連絡責任者等
- (キ) その他参考となるべき事項

ウ 知事に対して災害派遣の要請ができない場合

市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請ができない場合は、災害状況を速やか防衛大臣に報告するとともに、陸上自衛隊については第14普通科連隊長、航空自衛隊については第6航空団司令、海上自衛隊については舞鶴地方総監に派遣要請し、連絡が取れ次第、速やかに知事にその旨を報告する。

(3) 受援体制の確立

市は、派遣職員等の受け入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、必要な措置を講ずる。

(4) 災害救助法適用の要請

市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準（本市において住家滅失戸数80世帯以上の場合等）に達し、又は達する見込みである場合で、直ちに災害救助法による救助を必要とするものと判断したときは、知事に対してその状況を報告し、災害救助法の適用を要請する。

なお、市は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ県と必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、県が事務委任制度を円滑に活用できるよう、役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。

第9節 避難誘導

災害に際し、被害が発生するおそれがある危険な地域に居住する者及び滞在する者の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難措置を講ずる。

1 避難指示の実施

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要と認めるときは居住者、滞在者に対して避難のための立ち退きを指示し、又は屋内安全確保を指示する。

この場合において、必要と認めるときは、立ち退き先を指示することができる。

また、避難指示を発令する場合は、夜間や豪雨時の避難を避け、明るい時間帯や危険が切迫する前に避難できるよう早期発令に努めるとともに、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、避難所の開設前であっても躊躇なく避難指示を発令する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うとともに、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

また、避難のための立ち退きを指示し、又は屋内安全確保を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は知事に対し当該指示等に関する事項について、助言を求めることができ、災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合は、知事が市長に代わって実施する。

ア 避難指示の内容

避難指示を発令する場合、市長等は、次の内容を明示する。

(ア) 避難指示の理由

(イ) 避難対象地域

細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立ち退き避難が必要な区域を示しての指示や、屋内での安全確保措置の区域を示しての指示ではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(ウ) 避難先

(エ) 避難経路

(オ) 携帯品、服装など避難行動における注意事項

- ① 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、救急用薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、貴重品（現金、通帳、印鑑等）等を携行すること。

なお、携行する物品等は、あらかじめ非常用の標示をした袋（ビニール袋、風呂敷等）に整理しておくこと。

- ② 服装はできるだけ動きやすい軽装を心がけ、素足を避け、必ず帽子等を着用し、状況により、雨具、防寒衣等を携行すること。

- ③ ブロック塀や自動販売機など倒れやすい物や用水、マンホールなど危険箇所を避けて避難すること。

(カ) 電気ブレーカーの遮断など出火を防止するために必要な措置を行うこと。

(キ) その他必要な事項

イ 市民等への周知

本章第3節「災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達」に準じ、あらゆる情報伝達手段を用いて、市民が迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、発災時や災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて拠点避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等を発令した場合の避難行動としては、拠点避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、拠点避難所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、自らの命を守るため最善の行動をとる「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- (2) 避難のための立ち退きを指示したときは、直ちに避難指示の理由、地域名、世帯数、人員、避難先等を県（危機対策課）へ報告する。
- (3) 避難の必要がなくなったときは、安全性を十分に確認した上で避難指示等を解除し、直ちに公示するとともに県へ報告する。

2 避難区分及び基準

別に定める「水害時における避難行動計画及び避難指示等判断・伝達マニュアル」により、避難指示等の判断をするものとし、洪水予報河川、水位周知河川以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

(1) 事前避難

次に掲げる場合は、あらかじめ居住者及び滞在者に避難準備をさせ、迅速に安全な場所へ避難させる。

ア 大雨、暴風又は洪水の気象警報等が発表され、避難の準備あるいは事前に避難を要すると判断したとき。

イ 河川が避難判断水位を突破し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。

ウ その他の状況により、避難準備又は事前に避難させる必要があるとき。

(2) 屋内安全確保（垂直避難）

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって市民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは屋内での高い階へ避難させる。

(3) 緊急避難

事前避難の暇がなく、火災、洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。

(4) 拠点避難所等への避難

一時的避難場所等から必要に応じて緊急避難者又は救出者を拠点避難所等に避難させる。

3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合は、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

4 警戒区域設定の周知等

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示等と同様に市民へ周知するとともに、関係機関への連絡を行う。

また、市長は、警察官等の協力を得て、住民の退去確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のための警戒措置を実施する。

5 避難方法

避難者の誘導は、町内会、自主防災組織等が市職員、消防団員、警察官等と協力して行い、避難の際には町内会単位等の集団避難を心掛け、避難経路の安全及び道路の状況等を確認するとともに、要配慮者に十分配慮するものとし、これに地域住民も積極的に協力する。

災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。その際、ペット動物はケージの中に入れ、ペットフード等動物の飼養に必要な物を持ち出し避難する。

避難者が自力で避難できない場合又は避難途中で危険がある場合は、必要に応じ車両、舟艇等を利用して行う。

また、社会福祉施設等の管理者、教育委員会及び学校長は、要配慮者及び児童生徒の災害時の安全確保を図るため、あらかじめ避難誘導計画を策定しておくとともに、保護者等との連絡方法等についても定めておく。

6 避難所の開設、運営及び報告

(1) 避難所は、災害の規模又は状況により開設するものとするが、職員は避難所の被害状況を把握し、災害対策本部に報告し、指示に従う。

また、二次被害の発生のおそれのある危険箇所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

(2) 避難所を開設した場合、職員は常に災害対策本部との連絡を密にし、学校等施設管理者と連携して管理及び運営の補助に当たる。

(3) 避難所の運営は、町内会など従来からの地域コミュニティを重視した避難者自身の自主運営とする。

(4) 避難所には、職員を配置し、地元や外部から被災地入りしている非営利団体（NPO）、非政府組織（NGO）等のボランティア団体、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の避難生活支援に関する知見やノウハウを有する外部支援者や、地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう努める。

(5) 避難所の運営に当たっては、避難者のニーズに対応するため、相談窓口を設置し、避難者の精神的負担を和らげるよう配慮するとともに、多様な視点を反映させ、要配慮者や女性に配慮するよう努める。また、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域

の人材確保・育成に努める。

- (6) 避難者に対して、災害の状況、安否情報、ライフライン、道路など公共施設等の復旧状況及び被災者の生活支援に関する情報など避難者等に役立つ正確な情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、要配慮者、車中避難者を含む避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

- (7) 避難所における感染症予防、生活不活発発病の発症予防など必要な対策を講じるとともに、環境変化等から生じる避難者の精神的不安を軽減させるためのこころのケア対策を関係機関と協力して実施するなど、避難者の健康管理に努める。

また、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

なお、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するように努める。

- (8) 避難所において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務対策部、福祉対策部及び避難対策部が連携して、感染対策として必要な措置を講じるように努める。

- (9) 避難所を開設した場合、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努め、避難所開設の日時、場所、施設名、理由、受入状況、受入人員（避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている被災者も含める。）その他必要な事項を県へ報告する。

- (10) 避難所の管理、運営等に当たった職員は、避難所設置及び受入状況（受入人員、物資状況等）を災害対策本部に報告する。

- (11) 特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

- (12) 各種感染症の自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、保健福祉担当課、防災担当課及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (13) 女性や子ども等の安全対策として、以下の点に配慮するように努める。

ア 避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。

イ トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。

ウ 照明を増設する。

エ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。

オ 警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。

- (14) 男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であり、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努める。また、当事者への相談窓口の提供に努める。

- (15) 災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

7 記録等

本部及び各避難所には、避難所の維持及び管理のため、それぞれ責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 避難所受入台帳（日誌（救助実施記録日計表））

- (2) 避難所用物資受払簿
- (3) 避難所設置及び受入状況（受入者名簿）
- (4) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (5) 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- (6) 救助実施記録日誌簿

8 避難地域の警備等

避難地域の居住者の財産等の保全対策は、警察官と協議のうえ警察官又は市長の指定した者がこれにあたる。また、避難所における秩序保持も同様に実施する。

9 広域避難対策

- (1) 避難所に避難者を受け入れできないときは、避難者を被害がない又は被害の少ない他市町への移送について県に要請する。
- (2) 移送を要請したときは、職員の中から避難所管理者を定め、県が受け入れを指示した移送先の市町に連絡するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- (3) 移送先での避難所の運営は、本市及び避難者自身が行い、受け入れ市町に協力を求める。

10 広域一時滞在

- (1) 市は被災したとき、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、本市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

11 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援する。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営管理に努める。

12 旅行者等対策

市は、帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず拠点避難所に適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第10節 食料の供給

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対して、食料を調達し、炊き出し等で食料の供給を実施する。なお、供給に当たっては、要配慮者への配慮及び食料の質に留意するほか、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する食料の配布にも努める。

また、市は、平常時から非常用食料の備蓄に努めるほか、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1 実施機関

被災者等に対する食料等の供給は市が実施する。

2 災害時の応急給食

(1) 給食取扱い

ア 対 象

(ア) 次の被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合

① 避難所に受け入れされた避難者

② 住家が全壊、全焼、床上浸水等のため炊事ができない世帯

(イ) 被災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、その方法以外により給食を行う必要がある場合

(ウ) 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ 給食品目

給食品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン等を給食する。

(2) 食料の調達

ア 災害により炊出しができず、乾パン等の給食が必要な場合は、直ちに県に対して、応急食料の供給を要請し、生パンについても必要に応じ購入し、供給する。

イ 災害の程度、被害人員に応じて、その必要数の米穀を県に対して供給を要請する。

ウ 災害により交通、通信等が途絶することにより、応急給食について県の指示を受けられない場合には、直接北陸農政局又は倉庫の責任者に対し、緊急引渡しを要請する。

(3) 市は、あらかじめ協定を締結した企業等からの協力を得て、食料を調達する。

3 炊出しの方法

炊出しは、地域における住民相互扶助の精神に基づき、各種団体が協力して、既存の給食施設等を利用して次の要領により行う。

(1) 炊出し現場には、責任者を配置し、責任者は、その指揮にあたりとともに、炊出しの状況、場所、数及び場所別給食人員（朝・昼・夕に区別）を災害対策本部へ報告する。

(2) 災害の状況を考慮し、食器類が確保されるまでの間は、握り飯、漬物、缶詰等の副食を支給する。

(3) 直接炊出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等より購入することが適当と認められるときは、炊出しの基準等を明示して購入し支給する。

4 応援の要請

炊出し等の給食ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

- (1) 市長は、必要と認めたときは、県及び県を通じて自衛隊に応援を要請する。ただし、緊急を要するときは他市町に応援を要請する。
- (2) 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実施の場合

- (ア) 所要食数（人数）
- (イ) 炊出し予定期間
- (ウ) 炊出し品送付先
- (エ) その他

イ 物資の確保

- (ア) 所要物資の種別及び数量
- (イ) 物資の送付先及び期日
- (ウ) その他

5 食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点について留意する。

- (1) 炊事施設には、飲料に適する水を十分供給し、供給人員に応じて必要な器具及び容器を確保する。
- (2) 炊出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒のための設備を設ける。
- (3) 供給食品は、蝇その他害虫の駆除に十分留意する。
- (4) 使用原料は、信用及び実績のある業者から仕入れ、保管に留意する。
- (5) 炊出施設は、学校等の給食施設又は公民館、寺社等の既存施設を利用するが、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所等から遠い場所を設定して設ける。

6 記録等

応急給食取扱及び炊出し実施には、炊出し現場等ごとに責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 炊出しその他による給食物品受払簿
- (3) 炊出し給食状況
- (4) 炊出しその他による給食のための食料購入代金等支払証拠書類

7 災害救助法による炊出しその他による給食

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により、災害発生から7日以内とする。

ただし、内閣総理大臣の承認を受けた場合は、延長することができる。

第 11 節 給水活動

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給については、上下水道課で作成した「地震及び風水害対策マニュアル」に基づき実施する。

1 実施機関

市は、上下水道課長を班長とする給水班を設置し、被災者に対する応急飲料水等の供給を実施する。

2 対象者及び給水量

災害のため水道施設が破壊され、飲料水が汚濁し、又は枯渇したことにより、飲料水等が得られなくなった者に対して、災害発生から 3 日以内については 1 日 1 人 3ℓを目安に供給する。

3 給水体制の確立及び機材の整備

市は、災害に際し、応急飲料水の確保及び供給を迅速かつ円滑に実施できるよう人員の確保及び機材の整備を図る。

4 応援の要請

市は、飲料水の供給及び水道施設の応急復旧の実施に当たり、必要に応じて日本水道協会石川支部、野々市市管工事協同組合、石川県、石川県を通じて自衛隊、災害協定を締結した自治体及び企業等に応援を要請する。

5 給水方法

飲料水の供給は、被災の状況に応じて以下の方法を組み合わせて行う。

(1) 拠点給水

ア 給水拠点に 1 t タンク等を設置し、給水車で給水を行う。

イ 井戸を水源として滅菌器を接続し、塩素消毒により浄水の給水を行う。

ウ 水源に汚濁が認められる場合は、ろ水機によるろ過を行った後、塩素消毒を行う。

(2) 運搬給水

給水拠点に来ることができない高齢者等に対して、給水車等による運搬給水を行う。

(3) 仮設給水

被害範囲が大きく、迅速な本復旧が見込めない場合は、配水管付近の仮設給水栓や仮設管路による個別給水を実施する。

6 施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、次のとおり復旧活動を行う。

(1) 市民からの情報、職員による巡回等により、速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

(2) 配水施設等の被害状況は、施設ごとに把握し、管路等については、水圧状況、漏水、道路陥没等の有無、地上構造物の被害状況等による把握に努める。

特に主要配水管路、緊急性の高い医療施設、福祉関係施設に至る管路等については、優先的に点検する。

- (3) 給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等より断水区域をできるだけ最小限にするとともに、復旧の優先順位を設けるなど施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

7 記録等

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 飲料水の供給簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

8 災害救助法による給水

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により給水を行う。その概要は、次のとおりとする。

(1) 給水量

大人1人当たり1日3ℓとする。

(2) 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第12節 生活必需品その他物資供給

災害時に被災者に配布する衣料、燃料等の生活必需品、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、その他の物資について、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、必要となる物資の品目ごとの必要数を把握するなど、迅速かつ円滑に調達し、供給する体制を整備する。

なお、被災者が求める物資は、季節や時間の経過等により変化することを踏まえるとともに、男女のニーズの違いや要配慮者等のニーズに配慮する。

1 実施機関

被災者に対する衣料、燃料等の生活必需品その他物資の供給は、市が実施する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する支給は委任を受けた市長が実施する。

2 対象者

災害により住家が全・半壊（焼）又は床上浸水し、生活上必要な被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を滅失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

3 支給品目

支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

- (1) 寝具 （就寝に必要な毛布、布団等）
- (2) 外衣 （普通着、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着 （シャツ、ズボン下、パンツ等）
- (4) 身回品 （タオル、手拭い、靴下、靴、傘等）
- (5) 日用品 （石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、女性用衛生用品、紙おむつ等）
- (6) 炊事用具（鍋、釜、包丁、バケツ、ガス器具等）
- (7) 食器類 （茶碗、汁碗、皿、箸等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

4 給与又は貸与の方法

- (1) 各対象者について、各町内会長等の協力のもと世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入・配分計画を作成し、これに基づき給与又は貸与する。
- (2) 所要物資の調達が市内において困難な場合は、県又は他市町にその調達を依頼するとともに、災害協定を締結した企業から優先的に提供を受ける。
- (3) 調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、市スポーツセンターとし、被災の程度に応じて、災害協定締結先や運輸業者の倉庫など民間の施設に協力を求める。
- (4) 必要に応じ、被災者に対し、生活必需品の確保状況等の情報を提供する。
- (5) 給与又は貸与する物品の種類により、配布する場所や女性等に配慮する。
- (6) やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が提供できるよう努める。

5 生活物資の給与及び貸与の記録については、責任者を定め、次の書類等を整備し保存する。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資の給与状況（送付書等）
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

6 輸送拠点の確保

- (1) 緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。
- (2) あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (3) 避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

7 災害救助法による給与

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

- (1) 給与又は貸与する品目
 - ア 被服、寝具及び身回品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - エ 光熱材料

(2) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第13節 救助活動

災害時は、倒壊家屋等の下敷き等により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者が多数発生するおそれがあり、特に、発災当初の72時間は、救命救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するとともに、関係機関及び自主防災組織等と相互に連携協力し、救出及び捜索に全力を尽くす。

1 対象者

災害が直接の原因となり次に掲げる状態にある者で、早急に救出しなければ生命及び身体が危険な状態にある者とする。

- (1) 火災の際に火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷になった者
- (3) 流出家屋と共に流された者
- (4) 孤立した地点に取り残された者
- (5) 車両事故等によって車内等に閉じ込められた者
- (6) 行方不明者

2 救出の方法

被災者の救出は、自主防災組織が中心となる地域の力を結集して行うほか、市、消防機関及び警察が連携協力して救出作業に当たる。なお、被害が甚大な場合は、市長は、速やかに知事に対して県及び他市町の応援を要請するとともに、自衛隊の派遣を要請する。

3 危険区域の巡回

災害の発生と同時に危険区域を設定するとともに、消防機関等による区域内の巡視を行い、要救助者を発見した場合は救出を図る。

また、必要があるときは警察官に対し、警らの協力を要請する。

4 記録等

救出作業を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 救出実施記録日計表
- (2) 被災者救出用機材器具燃料受払簿
- (3) 被災者救出状況記録簿
- (4) 被災者救出用関係支払証拠書類

5 災害救助法による救出

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

(1) 対象

- ア 現に生命又は身体が危険な状態にある者
- イ 生死不明の状態にある者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長すること

ができる。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

災害により住居を失った被災者で、自らの資力では住居の確保ができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行い、居住の安定を図る。

また、公営住宅や民間賃貸住宅を借り上げるなど利用可能な施設を応急仮設住宅とし、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

1 実施機関

応急仮設住宅の建設は、市長が行い、住宅の応急修理は、原則被災者が自力（自費）で行う。ただし、自らの資力で対応できない者については、資金融資制度の周知など必要措置を講ずる。なお、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、原則として知事が行う。

2 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

（1）受け入れの対象者

住居が全壊、全焼又は流失し、住居を失った者で、自らの資力では住居を確保することができない者とする。

（2）設置戸数及び規模と供与期間

ア 設置戸数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数のうち必要数とする。

イ 規模は1戸当たり29.7㎡（9坪相当）を基準とし、出来る限り世帯人数に即したものとす

る。

ウ 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第4項による期限内（2年以内）とする。

（3）着工の時期

災害発生の日から20日以内とする。

（4）建設予定地

応急仮設住宅は、概ね面積2,000㎡以上の公園等で、10戸以上設置可能な市有地に建設する。

（5）設置及び運営管理

設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行い、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分注意する。

3 住宅の応急修理

（1）応急修理の対象者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理ができない者

（2）修理の費用と範囲

ア 費用及び運用は、災害救助法の定めるところによる。

イ 期間は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内とする。

4 記録等

応急仮設住宅を建設し、又は住宅の応急修理を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

（1）応急仮設住宅を建設した場合

- ア 救助実施記録日計表
 - イ 応急仮設住宅台帳
 - ウ 応急仮設住宅使用賃借契約書
 - エ 応急仮設住宅建築のための材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
 - オ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払い証拠書類
- (2) 住宅の応急修理をした場合
- ア 住宅応急修理記録簿
 - イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
 - ウ 住宅の応急修理関係支払い証拠書類

第 15 節 医療及び助産

災害の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、通常の医療救護体制では対応できなくなるおそれがあり、特に、発災当初の 72 時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、広域・災害救急医療情報システム（E M I S）に入力する情報を石川中央保健福祉センターに提供するなど関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に医療救護活動等を実施する。

1 初動医療体制

（1）実施者

市は、初動期における医療体制の確立に努め、必要に応じ県、他市町若しくはその他の機関に応援又は協力を要請する。

なお、実施の方法等については、あらかじめ白山ののいち医師会と締結した「災害時の医療救護に関する協定書」による。

（2）保健救護班の編成

市長は、医療及び助産の救急救護を必要と判断した場合、市の機関による保健救護班を編成し、出動を命ずる。

（3）救護所の設置

ア 設置場所

保健救護班長は、福祉対策部長と協議し、医療救護活動を行うに当たり必要と認める場合は、総務対策部、地域医師会等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

なお、市に災害救助法が適用され、県による医療救護班が派遣された場合は、県の指示による。

（ア）野々市市保健センター

（イ）その他市長が必要と認める場所

イ 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、福祉対策部長の指揮により、保健救護班が行う。

（4）医療救護及び助産活動

医療救護及び助産活動は、原則として保健救護班及び派遣された医師、看護師が救護所において、以下のとおり実施するほか、必要に応じて県、日本赤十字社石川県支部等に協力又は応援を求める。また、災害の状況によって、避難所等を巡回し、医療救護及び助産活動を実施する。

なお、保健救護班は、医師とともに区分の判定及び救命処置その他応急的医療救護及び助産活動に当たる。

傷病者には、消防庁において定められた「トリアージ・タグ」を使用する。

ア 医療の範囲

（ア）傷病者のトリアージ

（イ）傷病者に対する応急措置

（ウ）診察

（エ）薬剤又は治療材料の支給

（オ）処置その他の治療及び施術

（カ）病院又は診療所への搬送手続き

（キ）避難所等への巡回診療及び健康相談

(ク) その他必要な事項

イ 活動の実施期間

医療救護及び助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じて市長が定めるが、概ね災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

ウ 助産について

(ア) 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした人とする。

なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

(イ) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前又は分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ④ その他必要な事項

エ 経費の負担

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担（限度額以内）とし、その他の場合は、市負担とする。

2 重傷病者の搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て、総務対策部が実施する。また、救護所から医療機関への搬送については、消防班（救急隊）が実施するが、災害時後方病院への搬送等については、必要に応じて県に応援を要請する。

3 医療機関

(1) 医療機関の受け入れ体制の確立

保健救護班長は、地域医師会に所属する一般病院等の受入可能ベッド数を速やかに把握し、受入スペースの確保など受入体制の確立を要請する。

(2) 受入可否施設の把握

保健救護班長は、総務対策部長と協力して、医療機関の受入状況を常に把握し、関係部署に必要な情報を伝達するとともに、医療機関に重傷病者が振り分けられるよう指示する。

4 医薬品及び資器材の確保

(1) 保健救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用並びに確保については、原則として次のとおり行う。

ア 保健救護班は、保管場所において、市の現有医療資器材及び医薬品を確保し、救護所に携行する。

イ 市の要請により出動した地域医師会等及び県が編成した医療救護班は、自己が携行した医薬品等を使用し、使用した消耗資材等の費用については、市に請求する。

(2) 医薬品及び資器材等の確保

市の備蓄する医薬品等の確保については、野々市市保健センター内とし、順次整備を図る。

(3) 不足のときの調達方法

保健救護班長は、医療及び助産救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、医療器具及び医薬品等取扱業者、県（薬事衛生課）、各医療機関等に協力を要請して補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社石川県支部（石川県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、福祉班に対して、市民への献血の呼びかけを要請する。

5 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、市は、県に対して人工透析を実施する医療機関の被災に関し、各医療機関が連携し患者の受入れ調整を図るなど透析医療の確保について要請する。

6 記録等

医療救護及び助産活動を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 保健救護班診療記録
- (2) 医薬品衛生材料使用簿
- (3) 保健救護班編成及び活動記録簿
- (4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (5) 医薬品衛生材料受払簿
- (6) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

第16節 健康管理活動

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は、県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

1 実施体制

市は、県等と協力し、保健師等による被災者等の健康管理や感染症拡大防止のため避難所の巡回等を行う。

2 活動内容

(1) 健康管理活動に当たっては、医療・保健関係者、民生委員・児童委員、居宅介護支援専門員等の協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な医療、介護が受けられるよう対処する。

(2) 「市健康管理マニュアル」の作成に努め、救命救急を最優先とし、避難所ややむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対する保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図り、環境整備に努める。

なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に感染症や生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

また、人工透析、酸素、インスリン療法等、必要な処置が継続して受けられるよう、関係機関との情報連携を行う。

(3) 活動により把握した情報は、保健救護班及び福祉班が連携して開催する健康管理連絡会等にて集約し、対応策を連携協力して実施する。

(4) 避難所等で感染症を防止するため、衛生管理等について相談、指導を行う。また、感染症が発生した場合は、県及び医療機関等と協力して、感染者の移送や消毒等を実施し、感染症の拡大を防止する。

第17節 心のケア活動

災害の発生により、精神的ショックを受けた市民及び避難所において精神的ストレスを受けている市民、児童、高齢者並びに精神疾患を患った者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

1 実施体制

- (1) 市は、精神保健医療対策について、県と協議して実施する。
- (2) 市は、県、精神科医療機関等と連携協力して、精神保健医療活動（心のケア）を実施する。

2 精神保健活動組織

(1) 精神保健班の編成

福祉対策部長は、精神保健活動を実施する必要があると認めたときは、新たに精神保健班を編成し、市保健センター内に精神科救護所を設置するとともに、避難所における心の相談窓口の設置に努める。

(2) 精神保健班の活動

ア 被災者に対する精神相談の実施

福祉班と連携した健康管理連絡会等で把握した対象者に対して、精神相談を行い、必要な医療及び福祉サービスについて、情報提供するなど心のケアを通じて、被災者等の精神状態の安定を図る。

イ 被災児童に対する精神相談の実施

災害により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

ウ 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後の強度の不安から混乱を来し、孤立感を深めるなどの影響が大きいことから、町内会など地域の支え合いの体制と連携しながら、精神相談を実施する。

(3) 情報集約と適切な人員配置

心のケアが必要と判断される被災者については、健康管理連絡会等で情報を集約し、保健師、精神保健福祉士、関係機関の職員、ボランティア等で情報を共有し、それぞれの職種、能力、経験等を考慮して、適切な支援が実施できるよう人員を配置する。

第 18 節 防疫及び保健衛生活動

災害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗等により感染症等が多発するおそれがあるため、消毒を実施するなど、感染症等のまん延を防止するための必要な対策を迅速に実施する。

1 実施者

被災地域の防疫は、法令の定めるところにより市が県等の指導又は指示を受けて行うが、市のみで実施が困難又は不可能なときは、県又は他市町及び関係機関の協力を得て実施する。

2 衛生班の編成

市長は、感染症等予防の防疫業務を必要と判断した場合、衛生班を編成する。

3 防疫の種別と方法

(1) 検病調査

検病調査については、県に協力を要請して実施する。

(2) 清潔方法及び消毒方法

清潔方法及び消毒方法について、次のとおり実施する。

ア 清潔方法

道路、公園、用排水路等の公共の場所を中心に実施する。

イ 消毒方法

(ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）の定めるところにより実施する。

(イ) 実施回数は、原則として床上浸水地域にあつては 3 回、床下浸水地域にあつては 2 回とする。

(ウ) 床上浸水地域に対しては、被災の直後に各戸に防疫用薬剤を配布して、床、壁の拭浄、トイレの消毒を指導する。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

昆虫等の駆除を実施する場合は、家屋内においてはなるべく残留効果のある薬剤等を使用し、戸外及び汚物の堆積地帯においては、殺虫、殺蛆効果のある薬剤等（トイレ等に使用する殺蛆剤）を使用する。

4 家庭用水の衛生

井戸水等家庭用水について、衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤を配布するとともに、その衛生処理について指導する。

5 食品の衛生

食品の衛生指導等については、県に協力を要請して実施する。

6 避難所の防疫等

(1) 避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自主組織を作るよう指導する。

(2) 避難所において感染症等が発生した場合は、避難者に対しては、少なくとも 1 日 1 回検病検査を実施する。

(3) 衣服は、日光にさらし、特に必要があるときは消毒、蚤等の発生防止のため防疫用殺虫剤等の散布を行う。また、トイレ、炊事場、洗濯物等の消毒、10%塩化ベンザルコニウム（逆性石

けん)、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等を避難所に配置し、手洗の励行、マスクの着用等について十分指導する。

(4) 居住スペースは、プライバシーの確保と飛沫感染を防止するため、世帯ごとに2 m以上の間隔を空け、ベッド、間仕切りを配置する。

(5) 給食従事者はできるだけ専従とし、健康管理に配慮する。

7 患者等に対する処置

(1) 被災地域において、感染症患者が発生したときは、県の指示を受け、隔離等の感染拡大防止の処置をとる。

(2) やむを得ない理由によって隔離施設に受け入れできない場合は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは、治療を行う。

8 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県の指示を受け、臨時予防接種を実施する。

9 ペット動物の保護対策

避難所に同行避難したペット動物に関し、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、負傷又は放し飼いのペット動物を保護するなど必要な措置を講ずる。

10 記録等

防疫活動を行った場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 災害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- (4) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族及び昆虫駆除等に関する書類
- (6) 家事用水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌

第19節 廃棄物処理

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、災害廃棄物処理計画を活用し、一般廃棄物の収集及び清掃業務を適切に行い、環境衛生の確保を図る。

1 実施者

被災地における一般廃棄物の収集処理については、市が委託する者又は廃棄物処理業の許可を有する者が実施し、必要に応じて県、NPO・ボランティア等に協力を要請するなど、連絡体制を構築する。

2 ごみ処理体制の確立

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて他市町等の協力を得て、保有処理能力の維持に努める。
- (2) ごみの収集運搬は、市が委託する者又は廃棄物処理業の許可を有する者が行うが、必要に応じて県等に協力を要請する。

3 ごみの一時集積

災害の発生により短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、ごみの一時集積場を指定し、被災地域からの搬出を行う。

4 ごみ収集、処分の方法

- (1) 収集計画、分別、排出方法等について市民、NPO・ボランティア等へ周知徹底を図る。
- (2) ごみの収集については、生ごみなど腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、最優先で収集・搬送の体制を確立し、焼却処理する。
- (3) ごみ収集車の通行が困難な地域については、各家庭においてビニール袋等に衛生的に一時蓄えるほか、収集車の通行可能な場所まで搬出するよう依頼する。
- (4) 収集作業が計画より遅延するときは、ドラム缶、樽等を配置し、一時保管するよう促す。
- (5) 収集したごみは、白山野々市広域事務組合の処理施設において処理するが、この施設のみで処理することが困難又は不可能なときは、県又は他市町及び関係機関の協力を得て処理する。

5 し尿の収集及び処理

(1) 汲取り式トイレ

ア 被災地が処理能力に対して広範囲にわたっている場合には、応急的措置として便槽容量の約2割程度の汲取りを実施する。

また、し尿収集車による収集が困難な場所には、適当な汚物容器等を配置し、一時保管するよう促す。

イ し尿の収集及び処理については、被災地域、避難所及び被災者受入施設を優先して行う。

ウ 収集したし尿は、全量をし尿処理場で衛生的に処理する。

(2) 浄化槽

災害により浄化槽の機能が低下した場合は、速やかにその機能の回復に努めるよう管理者に働きかける。

6 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染し

ないような場所に設け、また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して衛生を確保する。

第20節 行方不明者の搜索、遺体の受け入れ等

大規模な災害による行方不明者の搜索及び遺体の受け入れ等については、警察、消防、関係機関等と連携を図り、円滑に実施する。

1 実施者

市は、行方不明者の搜索及び遺体の受け入れ等を警察及び消防機関等と協力して実施する。

ただし、遺体の検視は、警察が医師の立ち会いを得て行う。

なお、市限りで対応が不可能な場合は、自衛隊、県、他市町等の応援を得て実施する。

2 搜索依頼、安否確認等

所在の確認ができない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼の受付は、相談班が以下のとおり行う。

(1) 市役所1階に「行方不明者相談窓口」を開設し、搜索依頼を受付する。

(2) 搜索依頼を受けたときは、行方不明者の「住所・氏名・生年月日・年齢・性別・身長・着衣その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り、避難所及び安否情報の収集・提供システムに照会し、所在の確認を行う。

(3) 避難所等での所在が確認できない場合は、行方不明者搜索リストに記載する。

3 搜索の実施

搜索は、行方不明者搜索リストに基づき、総務対策部が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元町内会、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て以下のとおり実施する。

(1) 搜索活動は、初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が警察等と連携して実施し、応急体制以降については、消防班が関係機関と連携を強化し、実施する。

(2) 搜索活動中に遺体を発見した場合は、総務対策部及び白山警察署に連絡する。

(3) 発見した遺体は、発見位置を確認、記録し、警察と協議の上、所定の場所（警察署、遺体検視場所等）に移送し、所要の警戒員を配置し、監視を行う。

4 遺体の処置

遺体は、警察が医師の立ち会いを得て検視を行い、検視後の遺体については、福祉班が事後措置を引き継ぐ。

5 遺体の受け入れ及び安置

福祉班は医師等と協力し、検視を終えた遺体について、洗浄、縫合、消毒、納棺等の必要な措置を警察と協議した上で実施し、引き渡し及び安置等を行う。

(1) 市内の寺院、公共施設など遺体受け入れに適した場所を選定し、遺体安置所を開設する。

(2) 福祉班は、財政物資班と協力し、県及び葬祭事業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品など必要な器材を確保する。

(3) 警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て、身元の確認に努めるとともに、遺体引受人の発見に努める。

(4) 遺体が身に着けていた衣類、所持品など遺品を整理し、適切に保管する。

(5) 遺体整理簿を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

- (6) 身元の確認ができた遺体から順に、取り違えなどのないよう確認を実施した上で、遺族に引き渡す。
- (7) 身元が判明しない遺体、若しくは遺体引受人が判明しない遺体については、市で仮安置した後、市長を身元引受人として、相談班長に対して、遺体の火葬許可証の発行を求める。

6 火葬

身元が判明しない遺体等は、以下のとおり、市長の指示に基づき、福祉班が応急処置として、遺体を白山郷斎場へ輸送し、火葬等を実施する。

なお、遺体の輸送については、原則、葬祭事業者等に依頼して行うが、必要に応じて、福祉対策部による「遺体輸送班」を新たに編成して行う。

- (1) 身元が判明しない遺体及び遺体引受人が判明しない遺体並びに遺族等が火葬を行うことが困難な遺体については、市で応急措置として火葬を行う。
- (2) 火葬する場合は、火葬台帳により処理する。
- (3) 遺骨、遺品は包装し、氏名札及び遺品処理票を添付のうえ、混同、紛失等の措置を講じて保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者から遺骨、遺品の引き取り希望のあるときは、警察と協力の上、遺骨及び遺品整理簿により整理し、引き渡す。
- (5) 遺体が多数のため、白山郷斎場で火葬できないときは、県及び他市町に協力を要請する。

7 記録等

遺体搜索及び火葬を行ったときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 行方不明者受付簿
- (2) 遺体調書
- (3) 氏名札
- (4) 遺体送付票
- (5) 遺体処理票
- (6) 遺骨及び遺留品処理票
- (7) 遺体搜索状況記録簿
- (8) 遺体処理台帳
- (9) 遺体搜索、遺体処理支払証拠書類
- (10) 遺体搜索用機械器具燃料受払簿
- (11) 遺体搜索用機械器具修繕費受払簿

第 21 節 障害物の除去

災害時に、人命の救助、救出及び消火活動を最優先に実施するために、交通路の確保を図り、被災者が一日も早く日常生活を営むための応急活動を円滑に行うため、損壊した工作物、堆積物など障害となる物を除去する。

1 実施者

市は、災害時において、次に掲げる事項について、必要な処置を行う。

なお、実施に当たって、労力、機械等が不足する場合は、県に要請するとともに他市町からの派遣を求める。

(1) 市民の生命、身体及び財産等を保護するために必要な除去

(2) 交通の安全と輸送の確保を図るために必要な除去

(3) 水防活動のために必要な除去

(4) その他応急活動の実施に当たり必要となる除去

2 除去方法

原則として機械力により除去するが、機械力による除去が不適当な場合は、人力により除去する。

3 除去した障害物の保管及び処分方法

障害物の集積場所については、除去作業実施者が廃棄すべきものと保管すべきものとを区分し、収集作業のしやすいように配慮のうえ決定する。

市有地以外の他の所有者の土地で作業が必要な時は、可能な限り、管理者又は所有者の同意を得るものとする。

(1) 障害物を保管する場合には、次に掲げる事項について留意する。

ア 人命及び財産に被害を与えない安全な場所又は道路交通の障害とならない場所に適切に保管する。

イ 工作物等を保管したときは、工作物名簿に記載すること。

(2) 保管した障害物等が滅失し、又は破損するおそれがある場合で、保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

4 記録等

障害物を除去したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

(1) 障害物除去費支出関係証拠書類

(2) 障害物除去機械器具修繕費支払簿

第 22 節 文教対策

災害により、児童生徒、教職員及び学校施設が災害を受けるなど、通常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教科書及び学用品の給与、教育施設の確保等の措置を講じ、応急教育を実施する。

1 応急教育に関する事項

(1) 学校施設の確保

授業実施のための校舎施設の確保は、災害の規模又は被害の程度によって概ね次の方法による。

ア 被災学校が 1 校の一部のみの場合

被災箇所が普通教室の場合は、転用可能な教室を転用し、不足のするときは特別教室、体育館等の施設を転用する。

イ 被災学校が 1 校の場合

(ア) 公民館等公共施設を利用する他、隣接校の余裕教室（特別教室を含む）を借用する。

(イ) 隣接校の余裕教室等を借用してもなお不足するときは、臨時校舎を建設する。

ウ 被災校が 2 校以上の場合

特定の地区が全体的に被害を受け、2 校以上被災した場合は、被災を免れた公共的施設を利用し、不足分については、臨時校舎を建設するほか、比較的近い学校の余裕教室等を借用し使用する。

以上の施設の決定に当たっては、関係機関が協議し、その決定事項を教職員及び市民に周知徹底する。

(2) 被災児童生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

ア 調達方法

(ア) 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求め、また、市内の他の学校並びに他市町に対し、使用済古本の供与を依頼する。さらに不足する場合は、県に調達及び供与を依頼する。

(イ) 学用品については、県から送付を受けたものを配布する他、県の指示に基づき基準内で調達する。

イ 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

ウ 支給品目

(ア) 教科書

(イ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(ウ) 通学用品（運動靴、傘、鞆、長靴等）

以上の 3 種類の範囲内に限られるが、文房具、通学用品については、例示した品目以外のものでも被災状況、程度等、状況に応じ適宜調達し支給する。

(3) 被災による不足教職員の確保

ア 被災教職員が僅少のときは、学校内において調整する。

イ 被災教職員が多数で 1 校において調整できないときは、授業の実施状況に応じて、市が市内の学校において確保する。

ウ 市内において確保できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

2 児童生徒への対応

災害が発生した時間帯によって異なる対応が求められることから、その状況に応じた対応を実施する。

(1) 在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を実施する。

(2) 登下校時の安全確保

情報収集及び伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

(3) 児童生徒の安否確認

在宅時に被災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童生徒の健康管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、カウンセリング等を実施するとともに必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

3 育英補助に関する事項

被災による家屋の全焼、流失等のため、就学に著しく困難を生じた児童生徒に対して育英資金を支給するよう関係機関に要請する。

4 学校給食に関する事項

給食材料が市内において調達することが不可能な場合は、県及び他市町にあつせんを依頼する。

5 保健、厚生に関する事項

(1) 被災教職員及び児童生徒の健康管理

災害の状況により被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ感染症予防接種及び健康診断を実施する。

(2) 被災学校の清掃消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、県の指示又は協力により校舎等の清掃及び消毒を行う。

6 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、災害対策本部と十分に連携を取り、円滑な避難所開設と運営に協力する。

7 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

8 記録等

文教対策を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 学用品等購入（配分）計画表
- (2) 学用品等交付簿
- (3) 学用品等受払簿
- (4) 学用品等購入関係支払証拠書類
- (5) 学校施設等借用記録簿
- (6) 教職員等調整記録簿

第 23 節 交通応急対策

災害時の交通の混乱を防止し、災害応急対策に必要な機材及び物資の緊急輸送の確保を図るため、必要に応じ、次の措置をとる。

1 交通支障箇所の通報

市は、管内の道路状況を確実に把握するため、警察署、道路管理者等と密接な連絡を図り、情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を確認したときは、速やかに関係機関に通報する。

2 交通規制等

(1) とるべき措置

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

ア 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 市長は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、県及び他の市町に対し応援を求める。

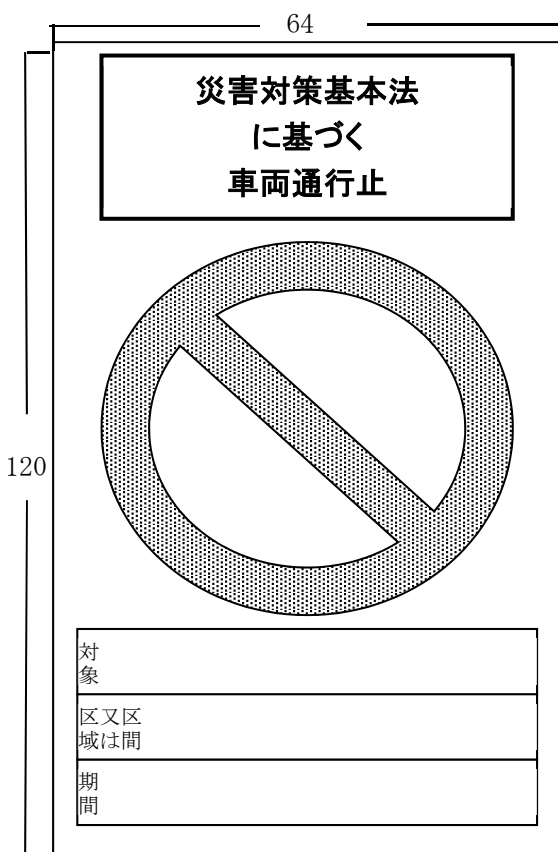
ウ 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

エ 道路法（昭和 27 年法律第 165 号）による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号）の定める様式により標示を行う。

オ 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(2) 標識

災害対策基本法第 76 条に規定する災害時における交通規制標識は次のとおりとする。



標識

備 考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 c mとする。
- 3 図示の長さの単位は、c mとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大、又は図示の寸法の 1 / 2 まで縮小することができる。

3 応急復旧

- (1) 道路等の応急復旧実施者は、当該道路の管理者とする。
- (2) 市は、市が管理する道路等が交通に支障を及ぼすことを確認した場合、速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。
- (3) 緊急を要する場合で、自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難な場合は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。
- (4) 応急復旧を実施するための資機材確保及び要員確保については、緊急時に対応できるようにあらかじめ体制を整備する。

4 災害復旧優先道路等

応急復旧に当たっては、物資輸送及び各種復旧作業の迅速化を図るため、県の緊急輸送道路及び市の防災拠点を連結した市の災害復旧優先道路を優先する。

なお、本市に関わる緊急輸送道路及び災害復旧優先道路並びに防災拠点は、次のとおりである。

(1) 緊急輸送道路（石川県）

ア 第 1 次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般国道	8 号	御経塚 4 丁目～蓮花寺町、郷町地内
一般国道	1 5 7 号	押野 4 丁目～三日市 3 丁目、清金 3 丁目～末松 1 丁目
主要地方道	金沢小松線	新庄 1 丁目～上林 1 丁目
主要地方道	松任宇ノ気線	柳町地内
一般市道	本町新庄線	本町 5 丁目～上林 4 丁目

イ 第2次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	新庄2丁目地内
一般県道	宮永横川町線	押野5丁目地内
一般市道	疋田御経塚線	御経塚4丁目～御経塚2丁目
一般市道	高尾堀内線	扇が丘～本町5丁目

(2) 災害復旧優先道路(野々市市)

ア 第1次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	横宮町～新庄3丁目
一般県道	窪野々市線	横宮町～高橋町
一般県道	額谷三浦線	栗田2丁目～清金2丁目
一般県道	野々市西金沢停車場線	押野1丁目～横宮町
一般市道	泉野野々市線	押越2丁目～二日市2丁目
一般市道	布水中学校線	押越1丁目～押野2丁目
一般市道	押野稲荷線	押野5丁目～押野1丁目
一般市道	本町2丁目住吉線	本町2丁目～住吉町
一般市道	高尾下林線	矢作1丁目～下林3丁目
一般市道	堀内上林線	堀内4丁目～上林2丁目
一般市道	高尾堀内線	本町5丁目～堀内5丁目

イ 第2次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	三日市松任線	三日市2丁目～徳用1丁目
一般県道	宮永横川町線	二日市3丁目～二日市1丁目
一般県道	矢作松任線	矢作2丁目～下林2丁目
一般県道	倉部・金沢線	御経塚3丁目地内
一般市道	野々市駅通り線	二日市3丁目地内
一般市道	稲荷野代線	野代1丁目～稲荷2丁目
一般市道	押野稲荷線	押野2丁目～稲荷1丁目
一般市道	四十万末松線	新庄3丁目～末松1丁目
一般市道	二日市矢木線	御経塚3丁目～二日市1丁目
一般市道	二日市田中線	二日市4丁目～郷2丁目
一般市道	本町新庄線	本町6丁目地内

(3) 防災拠点

種別	施設名	住所	電話
総合防災拠点	野々市市役所	三納1丁目1番地	227-6000
応援機関拠点	市民体育館	下林3丁目97番地	248-1223
場外離着陸場	野々市明倫高等学校	下林3丁目309番地	246-3191
	スポーツランドふれあい広場	中林5丁目1番地1	294-5800 (スポーツランド)
物流拠点	野々市市スポーツセンター	押野2丁目30番地	294-5511
応急救護所	野々市市保健センター	三納3丁目128番地	248-3511
防災広場	野々市中央公園	下林3丁目97番地	248-1223 (市民体育館)
	つばきの郷公園	二日市5丁目207番地	—

※つばきの郷公園は浸水想定区域内にあるため、水害時は使用しないものとする。

5 運転者のとるべき措置

- (1) 避難のために車を使用しない。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキ等を避け、できるだけ安全な方法で道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。
- (4) やむを得ず道路上に車を置いて避難するときは、エンジンを止め、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両等災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。

第 24 節 輸送手段の確保

災害時における被災者の避難、傷病者の受け入れ、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材及び生活必需物資の輸送等を迅速に実施するため、車両及び人員の確保など輸送体制の確立に努める。

1 輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲及び現地の交通状況を勘案して、最も適切な方法により行う。

(1) 輸送の対象は、概ね次のとおりであるが、物資については、被害状況等を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡及び協議を行い決定する。

ア 被災者の避難輸送

イ 傷病者又は妊産婦の受け入れのための輸送

ウ 医療従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資の輸送

エ 消防、水防活動など災害の拡大防止のための人員及び物資の輸送

オ 救援用資機材及び災害応急対策要員のための輸送

カ 飲料水の供給輸送

キ 食料の供給輸送

ク 遺体の搬送

ケ 生活必需品の供給のための輸送

コ 復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

(2) 車両による輸送

市保有車両で対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより、迅速な対応を図る。

ア 民間車両の確保

(ア) 一般車両（乗用車、バス、貨物自動車等）

バス会社、タクシー会社及び運送業者

(イ) 特殊車両

運送業者及び建設業者

イ 緊急通行車両の確認手続き

市保有車両にあつては、総務課が保管する緊急通行車両事前届出済証を白山警察署へ提出し、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

市が輸送業者からの借り上げする民間車両等にあつては、業者に緊急通行輸送車両の確認手続きを指導し、速やかに緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 人力による輸送

災害により車両等による輸送が不可能な場合は、人力等による輸送を行う。

(4) 航空機（ヘリコプター）による輸送

災害時において、道路交通機能が制約されるなかで緊急輸送手段として有効であることから、緊急輸送道路等に面していることなど陸上輸送との連携を考慮し活用を図る。

ヘリコプター等については、県又は自衛隊に要請するものとし、本市における航空法第 79 条に基づく指定の場外離着陸場は次のとおりである。

なお、捜索又は救助のために認められる緊急離着陸場については、学校のグラウンド、公園など一定の面積を確保できる場所とする。

場外離着陸場

施設名	住所	電話
野々市明倫高等学校	下林3丁目309番地	246-3191
スポーツランドふれあい広場	中林5丁目1番地1	294-5800（スポーツランド）

(5) 鉄道による輸送

I R いしかわ鉄道線についてはI R いしかわ鉄道、石川線については北陸鉄道株式会社に対して協力を要請する。

2 記録等

車両等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類等を整備し保存しておく。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送費関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

第 25 節 救援隊等の受け入れ

災害の状況により、県又は他市町村からの救援隊及び自衛隊等の派遣を要請した場合の宿舎及び活動等について定める。

1 救援隊等の宿舎等

救援隊等の宿舎及び活動拠点として、学校、公民館など屋内の公共施設を提供する。

ただし、災害の状況により、屋内公共施設の確保が困難な場合は、公園、グラウンドなど屋外施設に提供し、天幕等を利用した施設を設ける。

2 救援隊等の活動

救援隊等に対して、活動目的、活動内容及び活動場所等を明確にするよう努め、救援隊の活動が迅速かつ円滑に実施できるよう調整する。

3 救援隊等への物資の提供

救援隊等の活動に必要な物資、食糧等が不足する場合には、迅速に調達し、可能な限り提供することとする。

第26節 相互応援

大規模な災害が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

1 他市町村への応援

市長は、県等から他市町村に対する災害援助の応援要請があったときは、応援要請書等の内容に基づき、本市から市職員の派遣、備蓄食料、資機材等の提供を行う。

2 市職員の派遣

- (1) 市長は、他市町村の被害状況等により判断し、職員を派遣する。
- (2) 職員、応援組織等については、地域や災害の特性等状況に応じてその都度定める。
- (3) 職員は、災害対応を実施するにあたり、被災市町の指揮の下に行動する。

3 資機材等の提供

- (1) 市は、他市町村の被害状況等により判断し、必要な資機材及び物資を提供する。
- (2) 支援物資等の量については、状況に応じてその都度定める。

4 災害に関する協定

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
通信設備の優先利用	石川県警察本部	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-0110
消防応援	金沢市	金沢市泉本町7丁目9番2号	076-280-0119
	白山市	白山市倉光2丁目1番地	076-276-1111
	石川県、県内全市町		
相互応援	白山市	白山市倉光2丁目1番地	076-276-1111
	川北町	能美郡川北町字壺ツ屋174番地	076-277-1111
	愛知県知多郡東浦町	愛知県知多郡東浦町大字緒川政所20番地	0562-83-3111
	京都府城陽市	京都府城陽市寺田東ノ口16番地・17番地	0774-52-1111
	県内全市		
ヘリコプター	石川県、県内全市町		
情報伝達	(株) えふえむ・エヌ・ワン	野々市市高橋町24番2号	076-248-1212
	L I N E ヤフー (株)	東京都千代田区紀尾井町1番3号	03-6898-5312
	西日本電信電話(株)	金沢市鳴和町1番2	076-282-9847
医療	(一社) 白山ののいち医師会	白山市倉光7丁目122番地	076-275-0795
郵便	日本郵便 (株)		
	新金沢郵便局	金沢市新保本4丁目65番地2	076-214-3185
	金沢南郵便局	金沢市泉野町6丁目17番1号	076-241-0401
	市内郵便局7局 (代表野々市郵便局)	野々市市本町4丁目3番2号	076-248-0989
生活物資及び避難場所の提供	イオンリテール (株)	新潟県新潟市中央区笹口1丁目1 プラザカ1 3F	076-273-5888
生活物資	野々市農業協同組合	野々市市中林5丁目1番5	076-248-2171

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
	生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1 番地	076-275-9854
	イオンタウン (株) (イオンタウン野々市)	野々市市白山町 205 番地 1	北陸甲信越運営部 076-268-8430
	マックスバリュ北陸 (株) (マックスバリュ野々市店)	野々市市白山町 205 番地 1	076-294-1280
	コストコホールセールジャパン (株) (野々市倉庫店)	野々市市柳町 301 番地 1	076-275-8555
	アークランズ (株) (ホームセンターMサ金沢南店)	野々市市新庄 6 丁目 58 番地 10	076-248-6348
	(株) 八幡	羽咋市兵庫町 10	076-722-0808
	NPO 法人コリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	025-371-4185
	(株) ほっかほっか亭総本部	大阪府大阪市北区鶴野町 3-10	06-6376-8099
	日本ピザハット (株)	横浜市西区みなとみらい 4 丁目 4 番 5 号	045-664-0810
	(株) ウルトラパワー	金沢市木倉町 4 番 5 号	076-213-5291
飲料水	サントリービバレッジソリューション(株)	野々市市御経塚 4 丁目 129-1	076-249-8861
	北陸カ・コラボトリング (株)	白山市水島町 480 番地	076-277-1155
	(株) コーシン	野々市市押野 2 丁目 216 番地	076-294-3700
飲料水(災害用)	(株) ジャパンビバレッジホールディングス	白山市福留町 532-1	076-277-3311
応急復旧	野々市市管工事協同組合	野々市市本町 1 丁目 39 番 11 号	076-248-0047
	野々市市建設業協同組合	野々市市白山町 8 番 16 号	076-294-0691
	白山野々市建設業協会	白山市鶴来新町 50 番地	076-272-1300
	石川県電気工事工業組合	金沢市新保本 4 丁目 65 番 22	076-269-7880
	(一財) 北陸電気保安協会	白山市五歩市町 400 番地	076-274-4580
	(一社) 石川県エレクトロニクス協会 石川支部	白山市徳丸町 627 番地 1	076-275-3944
	野々市市造園業協同組合	野々市市末松 2 丁目 81 番地	076-248-0782
	石川県瓦工事協同組合	野々市市若松町 13 番 20 号	076-246-1233
	日本下水道管路管理業協会中部支部 石川県部会	金沢市栗崎 5 丁目 176 番地 3	076-237-5098
	石川県さく井協会	金沢市示野町西 7 番地	076-267-3262
応急調査業務	(一社) 石川県建設コンサルタント協会	金沢市寺町 3 丁目 9 番 4 1 号	076-274-1001
	(一社) 石川県測量設計業協会	金沢市示野町西 81	076-268-4900
	(一社) 石川県地質調査協会	金沢市示野町西 7	076-267-3244
支援協力	(学法) 金沢工業大学	野々市市扇が丘 7 番 1 号	076-248-1100
情報交換	国土交通省北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号	025-280-8836
避難所及び 入浴施設	(株) スポーツクラブ・ヴィテン (ゴールドジム・ヴィテンのいち)	野々市市横宮町 67 番地 1	076-294-3110
	(株) エイム (フィットネスクラブエイム 21)	野々市市御経塚 4 丁目 10 番地	076-240-0210

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
	マンテンホテル（株） （満天の湯・道の宿）	富山県富山市本町2丁目17	076-441-2177
	L i n k加賀（株） （山中温泉湯畑の宿 花つばき）	加賀市山中温泉栢野町ハ 36 番地	076-178-5500
入浴施設	（有）ぽかぽか （ぽかぽか御経塚の湯）	野々市市御経塚4丁目38番地	076-240-4126
福祉避難所	（社福）野々市市社会福祉協議会 （老人福祉センター椿荘） （いきがいセンター御経塚）	野々市市本町5丁目18番5号	076-246-0112
	（社福）富樫福祉会 （特別養護老人ホーム富樫苑）	野々市市中林4丁目62番地	076-248-8765
	（社福）加賀中央福祉会 （特別養護老人ホームかんじん）	野々市市新庄2丁目45番地	076-248-7767
	石川県立明和特別支援学校	野々市市中林4丁目70番地	076-246-1133
	特定医療法人扇翔会 （南ヶ丘病院）	野々市市西部中央土地地区画整理事業施行地区56街区1番	076-256-3366
	株式会社ニルヴァーナ （ののいちの季）	野々市市本町3丁目6番31号	076-248-2230
	医療法人社団仁智会 （金沢南ケアハウス）	野々市市蓮花寺町79番地1	076-227-5866
	医療法人社団洋和会 （あんじん）	野々市市新庄2丁目30番地	076-248-7575
	株式会社フォルクレーベン （悠の風野々市）	野々市市横宮町16番9号	076-248-7179
	株式会社白寿 （白寿の里御経塚）	野々市市御経塚3丁目79	076-204-8910
	株式会社メビウス （七星てんとう）	野々市市藤平田2丁目66番地	076-220-6112
	社会福祉法人紫志の会 （エンジェル保育園）	野々市市本町6丁目22番1号	076-248-2888
	社会福祉法人ヴィテン （ヴィテン SMC こども園）	野々市市横宮町67番地9	076-248-6210
避難者の一時 受入、電力供給、車両貸与	石川トヨタ自動車（株）	金沢市御影町3番1号	076-259-0011
	ネットヨタ石川（株）	金沢市西泉2丁目178番地	076-246-2737
	（株）石川トヨペットカローラ	金沢市浅野本町ロ 104 番地	076-248-1411
電動車両等の 支援	石川ダイハツ販売（株）	金沢市駅西本町3丁目15番1号	076-221-0888
	金沢三菱自動車販売（株）	金沢市神宮寺三丁目1番5号	076-252-6141

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
	石川中央三菱自動車販売（株）	金沢市長土堀二丁目 16 番 30 号	金沢三菱自動車販売（株）
	三菱自動車工業（株）	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	
車両の移動	エートス協同組合	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 2 丁目 1 番地 1 号	048-776-9733
段ボールベッド、間仕切り	セッツカートン（株）	兵庫県伊丹市東有岡五丁目 33 番地	0776-73-5300
	NPO 法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク	東京都世田谷区松原 5 丁目 2-4	03-3324-6760
重機、仮設トイレ	（株）ヨシカワ	野々市市栗田 4 丁目 203 番地	076-294-1136
	千代田機電（株）	金沢市新保本 4 丁目 65 番地 12	076-269-3506
	（株）アクティオ	白山市水島町 1051-1	076-277-0092
情報収集、帰宅困難者等支援	損害保険ジャパン（株）	東京都新宿区西新宿一丁目 2 6 番 1 号	076-232-1121
物資の保管及び輸送	若松梱包運輸倉庫（株）	白山市宮永町 2848 番地	076-274-7200
	佐川急便（株）北陸支店	金沢市木越町 80 番地	0570-55-0163
避難所、物資の保管及び輸送	二本松物流（株）	野々市市徳用 3 丁目 18 番地	076-294-7008
廃棄物の収集、運搬等	（株）トスマク・アイ	白山市村井町 330 番地	076-276-0636
	（一社）石川県産業資源循環協会	金沢市尾山町 9 番 13 号	076-224-9101
災害ボランティアセンターの設置・運営等	（社福）野々市市社会福祉協議会	野々市市本町 5 丁目 18 番 5 号	076-246-0112
人的支援、物品・資機材等の提供・貸与	（社福）野々市市社会福祉協議会	野々市市本町 5 丁目 18 番 5 号	076-246-0112
	野々市ライオンズクラブ	野々市市白山町 8 番 16 号 商工会館 2 階	076-248-1439
応急仮設住宅の建設	（一社）日本ムービングハウス協会	北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2 番 15 号	011-885-6000

第 27 節 救援物資の受付及び配分

救援物資の募集及び市に届いた救援物資を被災者に適切に配分することについて定める。

1 募集及び受付

(1) 救援物資の募集

救援物資は、緊急に必要としている物品、数量等を迅速に把握し、受け入れを希望する救援物資を具体的に示した上で、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を依頼して募集する。

募集に当たっては、物資の仕分け作業の軽減による迅速な配分を行うため、同一物資をまとめて梱包するよう依頼する。

また、募集の期間については、災害の規模、被害状況等により市長が決定する。

(2) 救援物資の受付

ア 救援物資の受付は、財政物資班が行う。

イ 救援物資を受け付けたときは、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入し、寄託者又は搬送者に受領書を交付する。その際、生活対策部長及び総務対策部長に連絡する。

2 救援物資の配分

県等からの救援物資の配分及び本市に寄託された救援物資の配分については、関係する本部員が被害の程度、対象者数等を勘案し、被災者に対し公平を期するよう、市災害対策本部副本部長、総務対策部長、生活対策部長、福祉対策部長及び関係対策部長の協議を経て市長が決定する。

3 救援物資の保管場所

救援物資の保管場所は、原則として市スポーツセンターとし、災害の状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。搬入及び搬出の際は、管理簿に日時、寄託者、物品名、数量等を管理簿に記入する。

なお、市スポーツセンターやその他公共施設が被災した場合や救援物資の数量が多く保管できない場合は、災害協定締結先に保管場所の提供や荷受、仕分け作業の応援を要請する。

第 28 節 義援金の受付及び配分

被災者に対して、本市に寄託された義援金を迅速かつ公平に配分する。

1 義援金の受付

義援金の受付及び配分は、財政物資班が担当し、義援金を受け付けたときは、寄託者に領収書を交付するとともに、義援金受入簿に記録する。

2 義援金の配分

本市に寄託された義援金については、市災害対策本部員、日本赤十字社など義援金収集体等の代表者で構成する義援金配分委員会を設置し、平等性及び透明性に留意し、被害の程度、対象者数等を勘案し、迅速に配分する。

なお、義援金配分委員会の構成員及び役職については、事前に定めておく。

3 義援金の保管

義援金は、金融機関で野々市市災害義援金口座を新規に開設し、被災者に配分するまで適切に保管する。

4 関係機関との連携

義援金については、県及び日本赤十字社石川県支部等と情報交換するなどの情報共有を図り、受入及び配分について相互に協力し、緊密な連携体制を整える。

第 29 節 水防活動

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法の趣旨に基づき、洪水による水害を警戒し、被害を軽減するため、水防上必要な警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

市内の河川、用水等に水防上必要な監視、警戒体制を敷き、必要に応じて、水門を操作するとともに、土のう等の資機材の配備を整える。

1 組織、配備

本章第 1 節「組織」、同第 2 節「職員動員」及び「水防実施計画」による。

2 豪雨時又は水防警報の発表時の活動体制

（1）危険区域の監視

豪雨等に際して、河川及び用水流域の危険箇所を重点的に巡視し、水門の操作を行い、状況により消防団員等を配置する。

隣接市と密接な連携をとり、その対応について十分協議する。

（2）農業用排水路及び工作物の監視

農業用施設の管理者は、その施設を巡視し、危険箇所の状況により消防機関へ支援を求める。

（3）水防資機材の配備

水防資機材を確認し、作業上容易に利用できる場所に配備する。

（4）水防作業員の確保

あらかじめ定める動員計画に基づき、土木建築業者のオペレーター及び作業員に出動体制の指示をする。

（5）避難誘導

溢水又は破堤により、被害を受けるおそれのある地域の住民に対して、避難先の指示など避難のために必要な措置を実施する。

（6）避難所

市民の避難に対して避難所の設置を指示する。

（7）避難地区の防犯、防火警戒

住民の避難によって無人となる地区の防犯、防火体制を整える。

3 民間事業者等による緊急交通及び公用負担

水防法第 19 条及び第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、次の権限を行使することができる。

（1）一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面の通行

（2）必要な土地の一時使用

（3）土石、竹木、その他資材の使用

（4）車、その他運搬具又は器具の使用

（5）工作物、その他の障害物の処分

第 30 節 消防活動

市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員はもとより市民及び事業者あけて出火の防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、防災関係機関と連携して市民の救急・救助をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の防御等に全機能をあげて当たる。

消防本部が行う消防活動については、消防本部の定めるところにより実施する。

1 警防

(1) 火災通報連絡等

火災覚知、情報連絡、火災通報、現場報告等については、消防本部の定めるところによる。

サイレンによる信号方法は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別表第 1 の 3 に定めるところによる。

(2) 出動計画

出動区分及び種別、指揮指令等の出動計画は、消防本部の定めるところによるが、関係者は、前述の信号方法により召集し、配備につく。

(3) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する情報を迅速に収集し、把握する。

ア 火災の状況

イ 自主防災組織等の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防水利施設等の活用可能状況

(4) 消防活動の留意事項

ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施して延焼防止を図るとともに、住民等の避難のための安全地区の確保に努める。

イ 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保など住民の安全確保を最優先に活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。

エ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

(5) 強風下の火災防御

ア 飛火警戒

強風下の火災は、飛火により火災が発生し、大火に進展する可能性が極めて高いので、消防機関は、警察等と協力して出火場所の風下居住者及び事業所に対して、屋根等の飛火により着火危険のある場所、建物部分又は物件の監視警戒、開口部の閉鎖、着火危険物件の整理、予備注水、飛火の消火の徹底を指示するとともに、監視、警戒に当たり出火の早期発見及び早期消火等を行い、災害の拡大防止に努める。

イ 消防活動の障害物排除

強風下の消防活動は防御位置の移動を必要とする場合が多いので、搬出物件及び車両等は、消防車両の通行支障とならないよう処置するよう市民に指示するとともに、野次馬的行為を

厳に謹むよう指示する。

ウ 自衛消防隊の活動

防火対象物に係る自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより、所属防火対象物の飛火警戒、延焼防止等の処置を行う。

エ 協力の徹底

市民の協力を得るため、平時における広報活動を通じて事前に徹底を図るほか、現場に出動した広報車等の拡声装置を通じて協力の確保を期する。

(6) 積雪時の火災防御及び救急

前各号に定めるところによるほか、別に定める「野々市市雪害対策要綱」による。

2 応援要請

本市で保有する消防力及び隣接市等との消防相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合においては、他の市町に応援を要請するとともに、災害の規模により必要と認めるときは、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

3 警察との相互協力

警察及び消防機関は、放火又は失火絶滅等の共同使命の達成のために、次の点について、相互に協力する。

(1) 消防事務のため警察通信施設を使用すること。

(2) 消防機関及び警察は、災害防御処置について事前に、あるいは状況に応じて協議すること。

(3) 火災現場にある消防署員は、必要に応じ現場にある警察官に対し、消防警戒区域の設定について協力を要請すること。

第 31 節 除雪活動

冬季の積雪時における道路交通の確保と建築物等の雪害による被害を軽減するため、除雪機械を配備し、監視・警戒体制を敷くものである。

また、豪雪時には、市民生活の安定のため輸送路の確保に努めるものである。

1 組織、配備

本章第 1 節「組織」、同第 2 節「職員動員」及び「道路除雪実施計画」による。

2 除雪体制

除雪体制	除雪体制の基準	作業内容
平常体制	気象情報により一昼夜の降雪量が 10 c m を超えるおそれがあるとき。	・ 気象情報の収集 ・ 高速除雪車による除雪 ・ 注意体制への移行準備
注意体制	次の注意報が本市に発表されたとき。 ・ 大雪注意報 ・ 着雪注意報 ・ 風雪注意報 ・ 融雪注意報 ・ 着氷注意報 ・ 低温注意報	・ 積雪・除雪状況のパトロール実施 ・ 高速除雪車による除雪の強化 ・ 準警戒体制への移行準備
準警戒体制	大雪警報が発表され、降雪の状況から本部長（市長）が準警戒体制に移行を決定したとき。	・ 国、県、近隣市との情報連絡の強化 ・ 低速除雪車・高速除雪車による除雪 ・ 警戒体制の移行準備
警戒体制	降雪が警戒積雪深に達するおそれがあり、降雪状況その他を勘案し、除雪作業を強化する必要があると判断し、本部長（市長）が警戒体制に移行を決定したとき。 （雪害対策本部の設置）	・ 低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・ 借上除雪車の増強配備 ・ 人家連担区域等の排雪作業の準備・開始 ・ 臨時雪捨て場の確保 ・ 緊急体制の移行準備
緊急体制	大雪特別警報が発表され、降雪が警戒積雪深を超え、主要道路における降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断し、本部長（市長）が緊急体制への移行を決定したとき。	・ 必要に応じ国、県への応援要請の検討・実施 ・ 低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・ 借上除雪車の増強配備 ・ 人家連担区域等の排雪作業の強化 ・ 臨時雪捨て場への排雪作業の開始

（注）警戒積雪深は（野々市市内）60 c m

（注）雪害対策本部が設置された場合、県より情報連絡員が派遣される。

3 雪捨て場の確保

- (1) 雪捨て場を設置する。
- (2) 市民へ場所を周知するとともに、河川や用水へ雪を捨てないよう啓蒙する。

4 緊急輸送路等の交通の確保

食料品、燃料など生活物資の緊急輸送道路及び災害復旧優先道路の交通の確保を図る。

第 32 節 要配慮者対策

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、傷病者、高齢者、難病等の患者、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識、災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切に要配慮者の安全な避難誘導を実施するとともに、安否確認及び避難生活の状況等を継続的に把握することに努め、必要な対策を講ずる。

1 在宅中の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への受入状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、町内会長、民生委員・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

(2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合の避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

(3) 福祉避難所

市は、避難所において要配慮者の身体状態や介護等の状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者の優先順位を決定し、運営準備が整い次第、福祉避難所を開設し、避難対象者を受け入れる。

名称	所在地	連絡先
老人福祉センター椿荘	矢作 3 丁目 1 番地 2	2 4 6 - 5 5 7 0
いきがいセンター御経塚	御経塚 1 丁目 3 8 番地	2 4 8 - 2 2 3 1
特別養護老人ホーム富樫苑	中林 4 丁目 6 2 番地	2 4 8 - 8 7 6 5
特別養護老人ホームかんじん	新庄 2 丁目 4 5 番地	2 4 8 - 7 7 6 7
石川県立明和特別支援学校	中林 4 丁目 7 0 番地	2 4 6 - 1 1 3 3
南ヶ丘病院	西部中央土地地区画整理事業 施行地区 56 街区 1 番	2 5 6 - 3 3 6 6
ののいちの季	本町 3 丁目 6 番 31 号	2 4 8 - 2 2 3 0
金沢南ケアハウス	蓮花寺町 79 番地 1	2 2 7 - 5 8 6 6
あんじん	新庄 2 丁目 30 番地	2 4 8 - 7 5 7 5
悠の風野々市	横宮町 16 番 9 号	2 4 8 - 7 1 7 9
白寿の里御経塚	御経塚 3 丁目 79	2 0 4 - 8 9 1 0
七星てんとう	藤平田 2 丁目 66 番地	2 2 0 - 6 1 1 2
エンジェル保育園	本町 6 丁目 22 番 1 号	2 4 8 - 2 8 8 8
ヴィテン SMC こども園	横宮町 67 番地 9	2 4 8 - 6 2 1 0

(4) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

ア 被災状況の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師又はホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び被災状況を市に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

3 外国人に対する対策

市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

(1) 市は、広報車やラジオ等により外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

(2) 市は、県や国際交流団体、大学等に通訳者又は語学ボランティアの派遣を必要に応じて要請する。

4 障害者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備等に努める。また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な緊急通報手段の整備等に努める。

第 33 節 地域安全対策

1 警備の要請

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため必要と認めた場合に、次の事項を白山警察署に要請する。

- (1) 市災害対策本部への要員の派遣
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被災者の救出、救護及び避難誘導
- (4) 災害による遺体の検視及び身元不明遺体の身元調査
- (5) 被災地の犯罪予防及び取り締まり
- (6) 災害時の交通規制及び交通指導
- (7) 危険物の保安措置
- (8) 災害応急措置に対する協力等
- (9) 災害に伴う治安広報及び関係機関との連絡
- (10) 通信計画に関する協力
- (11) その他治安上必要な事項

2 警備対策

警察は、大規模災害に際して、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

(1) 災害応急対策の実施

ア 把握した被災状況に基づき、消防機関及び防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な救出救助活動を実施する。

イ 警察官は、災害対策基本法第 61 条により避難の指示を行い、又は避難の措置を講ずる。

ウ 警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急活動が円滑に行われるよう一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定並びに緊急輸送道路の確保など必要な交通規制を実施する。

エ 警察は、被災地の無人化した住宅街及び商店街等における窃盗、救援物資の輸送路及び避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールを強化するとともに、避難所等の定期的な巡回を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯等の取り締まりを行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

オ 警察は、自主防犯組織等との連携を図り、被災地における各種犯罪及び事故の未然防止並びに被災者等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

(2) 被災者等への情報伝達活動

ア 被災者への情報伝達活動

警察は、災害対策本部との連携を密にし、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報をパトカーを活用するなどして、適切な伝達に努める。

イ 相談活動

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等の設置に努め、親身な相談活動を実施する。

第 34 節 公益的施設災害応急対策

災害により公益的施設が被害を受けた場合の応急対策について定める。なお、これらの応急措置の実施に関し、関係機関から災害対策基本法第 80 条の規定による応援の要請があったときは、消防団の出勤、滞留旅客の給食、医療等について積極的に支援する。

1 電力供給施設

被災した電力供給施設については、北陸電力株式会社が応急復旧に当たるものとし、復旧動員体制、復旧順位等の対策については、北陸電力株式会社防災業務計画の定めるところによる。

2 水道施設

水道管理者は、災害発生時に際し、当該供給施設を防護し、被災地に対する飲料水等の確保のために、当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全又は災害応急復旧を実施する。

3 鉄道施設

災害に際して、鉄道施設を防護し、鉄道輸送を確保し、災害応急対策実施の円滑を図るため、I R いしかわ鉄道及び北陸鉄道株式会社は、防災業務計画等の防災に関する計画及び石川県地域防災計画に定めるところにより、災害の予防及び応急対策を実施する。

4 電信電話施設

被災した電信電話設備は、西日本電信電話株式会社北陸支店が応急復旧にあたるものとし、復旧動員体制、復旧順位等については、西日本電信電話株式会社防災業務計画に定めるところによる。

第 35 節 ボランティア活動の支援

大規模な災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、県、防災関係機関及び地元や外部から被災地入りしている非営利団体（NPO）、非政府組織（NGO）等のボランティア団体等と連携を図りながら、災害中間支援組織（ボランティア団体の活動支援や活動調整を行う団体）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、ボランティアに関する被災地のニーズや支援活動の全体像の把握、共有、ボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動拠点の確保に努めるなど、ボランティア活動が円滑に実施できるよう支援に努める。

1 災害ボランティアセンターの設置

市は、社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害ボランティアセンターを設置する。

2 災害ボランティアセンターの機能

- （１）情報収集及び情報提供にすること。
- （２）ボランティア保険の加入にすること。
- （３）活動拠点及び資機材の提供にすること。
- （４）その他ボランティアの活動にすること。

3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、公民館、学校等公共施設の一部をボランティアの活動拠点として、積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくり努める。